

第10章 指定確認検査機関

(届出の送付)

第93条 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証を交付した後に、当該確認済証に係る届を受理した場合においては、速やかに当該届の写しを市長に送付しなければならない。

本章は、本市を業務区域とする指定確認検査機関が、法第6条の2第1項の規定による確認済証を交付した後、当該確認済証に係る各種届出等を受理した場合に、その写しを送付するよう定めたものです。